

第 8 章 自治体による一時保管

1.	本章の対象
2.	一時保管における原則 原則事項 搬入・保管基準
3.	受入れ基準の設定
4.	石綿含有廃棄物の一時保管
5.	一時保管場所における分別・保管 分別・保管について 破碎又は切断の方法
6.	災害廃棄物の受入れについて

1. 本章の対象

この章に示す一時保管は、自治体が災害時において、地域防災計画等に基づき実施する災害廃棄物の一時保管である。

解体現場等において行われる搬出までの保管については、『第 6 章 解体現場における石綿の飛散防止』参照のこと。

2. 一時保管における原則

2.1 原則事項

【実施事項】

廃石綿等は原則として、一時保管場所への受入れを行わないこととする。

【解説】

廃石綿等は、一時保管場所に長期に保管すると、他の廃棄物等との接触等により、梱包の破れ等のリスクが大きいため、原則として一時保管場所への受入れを行わないこと。

2.2 搬入・保管基準

【実施事項】

やむを得ず、一時保管場所に廃石綿等を受入れる場合には、適切な梱包・コンクリート固化等を行うこと。また、一時保管場所において、廃石綿等の分別は原則として行わないこと。

【解説】

中間処理場等の受入れ待ちに時間を要する等の理由で、やむを得ず一時保管場所に廃石綿等を受入れる際には、適切な梱包を行い飛散防止に努める。(梱包は、可能であれば剛性のある容器であることが望ましい。)また、一時保管場所においても解体場所における保管と同様に『第6章 4.解体後の石綿含有廃棄物等の現場保管及び搬出』に示される事項を実施すること。

なお、受入れに際しては、適切に梱包されていることを確認し、建材等に廃石綿等の付着がある場合には、持込み者に回収させることを原則とすること。(石綿を含まないことが明確でないロックウール吹付けの付着も同様とする。『第8章 3.受入れ基準の設定』参照)

3. 受入れ基準の設定

【実施事項】

一時保管場所を設置する自治体は、石綿に関する以下の事項に関して、受入れの基準を定めること。

1. 受入れ荷姿（大きさ・梱包等）
2. 受入れる廃棄物の区分（石綿に関して区分する）
3. 必要な書類等

【解説】

被災建築物等を解体した廃棄物は、一時保管を実施し処分までの時間を確保することにより、平常時と同様の適切な処理が可能となる部分が増える。従って、一時保管場所への受入れに際しては、長期間の保管に向く荷姿で受入れることが望ましい。

また、一時保管場所においては、石綿を含有しないコンクリートガラ等については、減容化のため破砕処理を通常行うが、石綿を含有するものを破砕すると石綿が飛散する。

従って、石綿を含有するおそれのある廃棄物に関しては、状況の分かっている現地において適切な処理を実施しておく必要がある。

1. 受入れ荷姿について

受入れ荷姿については、大きさ及び梱包について、表 8.1 の区分ごとに定める必要がある。

受入れる石綿含有廃棄物の大きさについては、最終処分までの運搬等の工程を踏まえて、適切な大きさを定める必要がある。

吹付けロックウールの付着している鉄骨材等、疑わしいものの受入れ（ 8-1 ）についても、廃棄物処理法等に照らして、「金属くず」と「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（ロックウール廃棄物）」などに、適切に区分した物について搬入を受入れることを原則とする。

（ 8-1 ）吹付けロックウールの付着している鉄骨材等、疑わしいものの受入れ

吹付けロックウールは、吹付け石綿ではないが、石綿を混ぜて使用していた時期があり、石綿を含有するロックウールと石綿を含まないロックウールは、目視によって識別することが困難であることから、解体等事前調査において、必ず石綿含有の有無について設計図書等の書面による確認又は分析によって確認を行っている。

鉄骨材の耐火被覆として用いられた吹付け材は、発塵性が高いこと、施工件数が多いこと、施工面積が広く大量であることから、目視において識別の困難な石綿含有吹付けロックウールについては特に留意すること。

2. 受入れる廃棄物の区分について（石綿に関して区分）

石綿に関する廃棄物の区分は、表 8.1 の 3 区分以上に区分すること。

（以上とは、見なし石綿含有廃棄物を区分することを想定したものである。）

一時保管場所の面積等を勘案して 4 区分又は 3 区分の中で、どの区分を受入れるかを明確にする必要がある。（例：3 区分で廃石綿等は受入れない等、表 8.2 に受入れに関する例を示した。）

1 種類の建材が見なし石綿含有廃棄物として大量に搬入される場合を想定して、分析確認を原則とするか、別に区分することを定めておくことが望ましい。

（5 区分以上に区分することを妨げるものではない）（ 8-2 ）

表 8.1 区分の種類

	望ましい区分（4 区分）	必要な区分（3 区分）
1.	廃石綿等	廃石綿等
2.	石綿含有廃棄物	石綿含有廃棄物
3.	見なし石綿含有廃棄物（石綿含有と見なしたものの）	
4.	石綿不含の廃棄物（コンクリートガラ等）	石綿不含の廃棄物

表 8.2 受入れ区分の例

	廃棄物の区分	受入れ
1.	廃石綿等	× しない
2.	石綿含有廃棄物	する （見なし石綿含有廃棄物は、石綿含有廃棄物と見なす）
3.	見なし石綿含有廃棄物	
4.	石綿不含の廃棄物	する

3. 必要な書類等について

石綿の含有状況を確認する資料として、マニフェストに換えて、解体等事前調査の結果を確認することも検討しておくこと。

特に、吹付けロックウールについては、石綿の含有状況を目視確認することが出来ないため、書面等又は分析による確認を行う必要がある。鉄骨材等に残存し付着したものと、分別後の袋詰めされたもの双方について確認すること。

(8-2) 「石綿含有廃棄物」と「見なし石綿含有廃棄物」の分別の必要性

廃棄物の処理費用を助成した場合、石綿含有廃棄物の処理に費用がかからなくなる又は、非常に低額となるため、分析確認を実施し適正な処理を行うよりも、分析確認を実施せず、この「見なし石綿含有廃棄物」として処分した方が、費用面で有利となるため、成形板等の廃材が、「見なし石綿含有廃棄物」として大量発生することが予想される。

このための措置としては、処分費を高く設定する、受入れ量の限度を定める、分析確認を義務付ける等の措置が考えられるが、早期復興及び被災者への復興支援という観点からはいずれも外れている。

しかし、廃棄物の減量化及び適正処理の観点からは、石綿を含まない廃棄物を石綿含有廃棄物として大量に処理することは、最終処分場への負担等を見ても望ましいものではないため、一定量以上の廃材に限定して、分析確認を義務付ける等としておくことが望ましい。

また、この他の措置として、ここで示している「石綿含有廃棄物」と「見なし石綿含有廃棄物」を分別して保管・搬出することは、一時保管場所において分析確認を行い、石綿含有のものと石綿を含まないものを分別する道を残すことを目的としている。

4. 石綿含有廃棄物の一時保管

【実施事項】

石綿含有廃棄物は、区分して適切に保管すること。

受入れの際に検査を実施し、石綿含有廃棄物が他の区分のものと混在していないことを確認すること。

【解説】

石綿含有廃棄物は、他の廃棄物と仕切りを設ける等の措置により区分すること。

また、一時保管場所への受入れに際して検査を実施し、石綿含有廃棄物が分別されていることを確認すること。

検査は、コンクリートガラ等の石綿を含まないとされているものに、石綿を含むものが混在しないことについて特に注意すること。

その他の事項については、『第6章 4.解体後の石綿含有廃棄物等の現場保管及び搬出』及び『第6章 5.留意事項(応急危険度判定)』に従うこと。

5. 一時保管場所における分別・保管

5.1 分別・保管について

【実施事項】

石綿成形板等の分別は、解体等の現場において実施することが原則であるが、やむを得ない場合には、石綿の飛散の無いように、次の作業手順で実施すること。

1. 分別場所周辺の養生
分別場所の周辺には粉じん等の飛散防止幕を設置し、散水装置等を設置すること。
2. 石綿成形板等の分別
原則手作業とし、石綿成形板を原形のまま分別すること。処分又は再生のための破碎又は切断は原則として行わないこと。
3. 破碎及び切断
収集・運搬のためやむを得ず破碎又は切断する場合には、散水等によって十分に湿潤化した後に、必要最小限度の破碎又は切断を行うこと。
4. 石綿成形板の分別後の措置
分別した石綿成形板等は、一時保管基準に従い適切に区分して保管する。

【解説】

1. 分別場所周辺の養生について
石綿成形板の取扱作業については、石綿障害予防規則の管理規定に従い、作業に当たっては、石綿障害予防規則第 13 条及び第 14 条の規定により湿潤化、保護具の着用等の措置を行うこと。また、分別場所周辺に粉じん等の飛散を防止するために飛散防止幕を設置し撤去物を充分湿潤化できる散水装置を設置すること。(8-3)
2. 石綿成形板等の分別について
石綿成形板を分別する際には手作業を原則とする。
やむを得ない場合は散水によって湿潤化した後、機械等によって撤去すること。
なお、処分又は再生のための破碎又は切断は原則禁止されているので、これを実施してはならない。
3. 破碎及び切断について
収集及び運搬のため、やむを得ず破碎又は切断を行う場合には、必要最小限とし、散水等によって十分に湿潤化し飛散防止に努めること。
『5.2 破碎又は切断の方法』参照
4. 石綿成形板の分別後の措置について
分別後の石綿含有廃棄物は、『4.石綿含有廃棄物の一時保管』に従い適切に保管する。

(8-3) 石綿障害予防規則第 13 条及び第 14 条について

石綿障害予防規則 (抜粋)

(平成十七年二月二十四日 厚生労働省令第二十一号)

(中略)

(石綿等の切断等の作業に係る措置)

第十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業（次項及び次条において「石綿等の切断等の作業」という。）に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとするのが著しく困難なときは、この限りでない。

- 一 石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業
- 二 石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業（石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を含む。）
- 三 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業
- 四 粉状の石綿等を容器に入れ、又は容器から取り出す作業
- 五 粉状の石綿等を混合する作業
- 六 前各号に掲げる作業において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業

2 事業者は、石綿等の切断等の作業を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。

第十四条 事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具を使用させなければならない。

2 事業者は、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣を使用させなければならない。ただし、当該労働者に保護衣を使用させるときは、この限りでない。

3 労働者は、事業者から前二項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

5.2 破碎又は切断の方法

【実施事項】

収集・運搬のため、破碎又は切断が必要な場合には、適切な方法により石綿の飛散防止に努めること。

【解説】

収集・運搬のため、必要な破碎又は切断の方法として環境大臣が定める方法は、「石綿含有廃棄物を排出する場所における運搬車への積み込みに必要な最小限度の方法であって、石綿含有廃棄物が飛散しないように散水等の方法により石綿含有廃棄物を湿潤化するものとする（平成18年環境省告示第102号 第1条2及び第2条2参照）」と定められている。

（8-4）

（8-4）破碎又は切断の方法について

石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（抜粋）（平成十八年七月二十七日 環境省告示第百二号）

（中略）

（石綿含有一般廃棄物の処分又は再生の方法）

第一条（中略）

2 令第三条第二号ト(2)ただし書の規定による石綿含有一般廃棄物の収集又は運搬のため必要な破碎又は切断の方法として環境大臣が定める方法は、石綿含有一般廃棄物を排出する場所における運搬車への積み込みに必要な最小限度の破碎又は切断を行う方法であって、石綿含有一般廃棄物が飛散しないように、散水等により石綿含有一般廃棄物を湿潤化するものとする。

（石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法）

第二条（中略）

2 令第六条第一項第二号ニ(2)ただし書の規定による石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬のため必要な破碎又は切断の方法として環境大臣が定める方法は、前条第二項に規定する方法とする

6. 災害廃棄物の受入れについて

一時保管場所に災害廃棄物として建設廃棄物等を受入れた場合、自治体は、これを一般廃棄物処理施設において処理することになるが、その際は、下記通知に基づき手続きを行うこと。

既存の一般廃棄物処理施設において災害廃棄物である産業廃棄物を受け入れる場合の財産処分（目的外使用）について

公布日：平成 17 年 3 月 28 日 環廃対発 050328005

(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長から各都道府県廃棄物行政主管部(局)長あて)

災害廃棄物の迅速な処理に資するため、既存の一般廃棄物処理施設において、災害により発生した産業廃棄物を処理する場合の財産処分の取扱いについて、左記のとおりとすることとしたので貴管下市町村等に対し周知されたく通知する。

記

一、既存の一般廃棄物処理施設における産業廃棄物の処理に対する承認

国庫補助を受けて整備した既存の一般廃棄物処理施設において、災害により発生した産業廃棄物を一般廃棄物と併せて処理する場合には、別紙様式を環境大臣に届け出ることにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二二条に規定する財産処分の承認があったものとして取り扱うこと。

二、財産処分の承認要件

一、の場合の届出及び財産処分の承認は、次の全ての要件を満たす場合に行えるものであり、補助金の返還は原則として求めないこと。

ア 併せて処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と同様の性状であって、一般廃棄物処理施設において処理できるものであること。

イ 産業廃棄物を受け入れる期間は必要最小限のものであること。

三、財産処分の届出

一、の場合における財産処分の届出については、都道府県を経由して行うこと。

四、その他

一、の場合の届出及び財産処分の承認をもって、災害廃棄物処理事業費補助金の補助対象となるものではないこと。